

2017年10月1日～12月31日

山形ゼロ災3か月運動

労働災害ゼロをめざして 参加しましょう！



- 経営トップによる「安全衛生宣言」
- 職場巡視・4S(5S)活動・KY(危険予知活動)等
- 「安全点検の日」の設定

主催：山形労働局・各労働基準監督署
山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会



転ばぬ先の杖

てんとうぼうしくん

「山形ゼロ災3か月運動・2017」実施要領（概要）

山形ゼロ災3か月運動は、労働災害が多発した平成24年に運動を開始し、今年で6年目を迎えます。この間、本運動を始めた翌年の平成25年こそ労働災害が増加しましたが、その後、平成26年からは3年連続で県内の労働災害は減少しました。

本年（平成29年）は、第12次労働災害防止計画（以下「第12次防」）の最終年となる「節目の年」です。しかし、第12次防4年目であった平成28年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,126人で、平成24年の発生数と比べ9.6%の減少に留まっており、第12次防の目標である「平成24年比で死傷者数を20%減少させること」の達成は厳しい状況にあります。

このような状況下、第12次防の目標達成は勿論、「誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会」を目指し、「労働災害のない社会の実現」に向け、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識して「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の「山形ゼロ災3か月運動」を本年も展開するものです。

運動期間：平成29年10月1日から12月31日まで

参加申込期間：平成29年8月1日（火）から9月30日（土）まで

参加費：無料

参加資格：山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）

〈建設現場は工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能〉

参加事業場の実施事項

1 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

経営トップが、「自社において労働災害を起こさない！」という強い意思を表明してください。

2 「無災害運動」（災害防止の取組）

運動期間中に「経営首脳による職場巡視」「4S(5S)（整理、整頓、清掃、清潔）（しつけ）」「KY(危険予知活動)」等の労働災害防止の取り組みを行ってください。（一つ以上）

3 「安全点検の日」の設定

毎月一回、「安全点検の日」を設定し、点検表（山形労働局ホームページに掲載）を用いて、職場の作業環境や安全衛生の管理状況を点検してください。（既存点検表可）

※「点検表は」業種別に作成掲示しています。山形労働局HPトップページ [ゼロ災3か月運動](#) ←（パナークリック）

参加申込方法：「参加申込書（兼 結果報告）」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAXで申し込んでください。

参加シールの交付：参加申込み事業場には、参加シールを交付します。

（「3か月間無災害」を達成した事業場は「達成シール」貼り付けてください。）

事業場名の公表：参加事業場名を主催者団体や山形労働局のHP等で公表します。

（公表を希望しない場合は、申込書に「希望なし」表示）【※HP公開は9月中旬頃を予定】

結果報告：運動期間終了後、平成30年1月15日（月）までに目標達成（労働災害発生）の有無を「参加申込書（兼 結果報告）」に追記し参加申込みを行った団体へ郵便又はFAXで報告してください。

主催者：山形労働局・各労働基準監督署

山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会

（一社）山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、（公社）建設荷役車輛安全技術協会山形県支部、（公社）ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、（一社）山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、山形産業保健総合支援センター